

1. インボイス制度について/インボイス制度の導入について

2019年10月の消費税10%増税に伴い、導入の方針が定められたインボイス制度について、わが会派は、2018(H30)年から議会でインボイス制度の問題点を論じてきました。10月の実施を前に、「STOP! インボイス」のオンライン署名が広がり、今年2月には18万筆を超える導入反対の署名が財務省に提出されました。署名はその後積み増しされ、今月4日、再度提出された署名と合わせ36万筆を超える反対が出されました。わずか半年足らずで、反対の声が倍にも膨らんだこととなります。

これまで何度も指摘した通り、インボイス制度は、課税売上高が1,000万円以下の免税事業者が、インボイス登録によって消費税を納める課税事業者になる制度ですが、加えて、発行する「適格請求書」は電子データ保存が基本となります。現行の軽減税率に対応した「区分記載請求書」に加え、「登録番号」「適用税率」「消費税額等」を記載しなければならない為、消費税を納める上、これらの過大な事務負担が生じます。この負担増を危惧して、廃業を検討する事業者や、取引先を失う業者、倒産や失業する労働者が続出することが大いに懸念されます。

先の総括質問では、政府に対し、インボイスの中止は求めないとの見解でした。しかしこれまで、日本商工会議所や全国間税会総連合会、全国中小企業団体中央会などの団体や、アニメ、エンタメ、出版などの業界、税理士・司法書士などからも、政府に対しインボイスの中止や延期を求める声が寄せられています。これだけ反対の声が広がり、明らかに先行きが不明瞭なまま、実施するのは問題です。導入まで1か月を切った中、今後の行政としての対応をお聞きしていきたいと思えます。

■まず、いま述べた通り、インボイスへの理解や準備は不十分です。このままでは地域経済に多大な混乱が生じ、廃業や失業が増大することも懸念されます。インボイス導入の影響について、財政面での認識をお聞かせください。①(財務) 4:00

このように、インボイス制度は、多くの業種に深刻な打撃を与える消費税の増税です。対象となる、専門職も多いフリーランス、建設業を請け負うひとり親方、個人タクシーやネット通販などの商品を運ぶ運送業者、事務所や駐車場などの不動産賃貸業など、様々な分野の職人さんや労働者、事業主が登録を迫られます。こうした影響は、決して免税業者だけの問題ではなく、課税業者である中小企業にとっても、ひいては大企業にとっても、地域経済を支えている零細企業の経営不振、廃業や倒産は、やがて深刻な影響を及ぼすことになるでしょう。そこで、商工労働観光部にお聞きします。

■インボイス導入による影響をどのように認識しているか、お聞かせください。①—2

燃料や飼料の高騰で打撃を受けている農業や畜産業、林業や漁業などの従事者は、多くが1,000万円以下の免税事業者です。従事者の高齢化も進んでおり、インボイスによる影響は深刻です。これまでも、後継者不足や地球温暖化による自然災害など、深刻な問題の解決策も見えない中、本市の「産業の危機」と言っても過言ではありません。食料自給率の低下が、国民の生命を脅かすことまで懸念される中、小規模農家の衰退は地産地消にも逆行するものであり、この事態を傍観している場合ではありません。一次産業に従事する小規模業者を、どんなことがあっても守るために、行政の支援は欠かせません。そこでお聞きします。

■インボイス制度の導入にあたり、小規模事業者を守るため、事業継続を支えるための支援策の拡充が必要です。大分市で何ができるか、支援についての見解を求めます。①—3(農林水産)

それでは、公共事業などの公契約への影響についてお聞きします。本市においても、物品の購入や公共施設整備、上下水道や道路などのインフラ整備など、零細業者との関りは重要です。

総務省は令和4年10月7日付けの「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関する入札参加資格を定めることについて」との文書において、インボイス登録していない事業者を入札に参加させなかったり、インボイス登録を競争入札の資格要件にしたりすることは「適当ではない」と通知しています。そこで確認させていただきます。

■公共事業の入札や契約に際し、インボイス登録していない免税事業者が排除されることがあってはなりません。今後の契約について見解を求めます。①—4 (総務)

2. 国民皆保険制度について/医療費の負担増について

厚生労働省の「医療保険」のページには、「国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきた日本。少子高齢化、経済情勢の変化に対応し、これからも持続可能な公的医療保険制度を目指します。」と書かれています。「持続可能」にするために、最終的にその財政負担がどこに課せられるかが問われています。

新型コロナによって医療保険の財源は確かに増大しました。それ以前からも、生活習慣病や難病指定など医療給付は膨らんでおり、更に超高齢化による影響は今後も大変危惧されています。税金によって賄われる医療費の増加は確かに、切実で深刻な課題であり、健康維持や重症化予防の対策は急務です。

しかしながら医療の目的は、「生命を守る」ことであり、「誰もが安心して医療を受けられる医療制度」と掲げている以上、生活をおびやかすような負担増は許されません。

コロナ禍を経て、物価高騰の影響を受けている今、とりわけ、国保の加入者である個人事業主や非正規雇用の若者など、収入が不安定な被保険者や、年金が目減りするばかりの高齢者にとって、もはや負担は限界です。

医療保険制度の財政負担については、全国市長会などで国に要望していると答弁されますが、政府は財産や預貯金の「差し押さえ」、保険証の実質取り上げなど、容赦ない対応を自治体に「義務付け」、生存権をないがしろにする制度改悪を行っています。政府が「生存権」に背を向け、社会保障の財源を出し渋っている以上、市町村が目の中の市民にどう向き合うのか、その対応がまさにセーフティネットとして問われます。自治体には、法律や制度に基づいて事務を執行する義務が当然ありますが、同時に、命の綱を握っているのも自治体、すなわちこの大分市です。

国民健康保険税の決定も、徴収や滞納世帯への対応も大分市が行います。負担軽減のためには、何より、高すぎる保険税を引き下げること、減免などの情報を分かりやすく伝えること、滞納世帯の納付相談を実態に即して進めることです。

令和4年度データで、大分市の滞納者は5,241人となっていますが、そのうち「支払い能力なし」と判断された人数は2,615人、「一時的支払い能力不足」は898人となっています。しかし、支払能力有と判断された1,135人も、おそらく多くが、「払いたくても払えない」状況であると考えられます。医療

保険制度の負担増で、これ以上、日々の生活や生業に影響が及ぶことは問題です。そこでお聞きします。

■支払い困難な滞納者に対し、一括納付を迫るばかりでは相談の足も止まってしまいます。分割納付もできることを率先して知らせ、相談のハードルを下げることを納付につなげると考えます。滞納者への対応について、見解を求めます。②

75歳以上の高齢者は、それまでの国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わり、大分県後期高齢者医療広域連合が保険料を定めます。しかし、保険料の徴収や滞納者への対応は大分市が行うこととなっています。健康維持と早めの受診が必要な75歳以上の高齢者については、通院を妨げることがないように、短期保険証の留め置きはせず、お渡しすべきです。

高齢者は骨折や入院など、急な体調の変化が、その後の生活に様々な面で大きな影響を及ぼします。入院などにかかる高額医療費には限度額があり、後から払い戻されることはよく知られていますが、一旦は病院で医療費を支払わなくてはなりません。一方、「限度額適用認定証」があれば、支払いの時点で減額されるため、負担はかなり軽減されます。こうした制度こそ、もっと広く周知すべきです。認定証は発行後からしか反映されず、遡って還付はされないため、早めの確認が重要です。そこでお聞きします。

■後期高齢者の負担が可能な限り軽減されるよう、制度の周知や滞納者への配慮など、本市での対応について、見解を求めます。②-2

国民健康保険に加入するフリーターや請負業のなどの若い世代への負担軽減も重要です。仕事が変わったり、アルバイトのシフトが激減したり…一時的に収入が減って支払いが滞った場合は、早めの相談で減免が可能になることもあります。国民健康保険は、均等割や所得割など複雑で分かりにくく、「手続きが面倒」「敷居が高い」と思われがちです。「国保は高い」という認識から「どうせ払えない」と放置することがないように、減免などの周知については、とにかく「広く」「分かりやすく」知らせることが鉄則です。「ご相談ください」という呼びかけだけでなく、具体的な事例も示して、減額申請の方法や必要書類にアクセスしやすいことは重要だと考えます。そこでお聞きします。

■若い世代も含めた幅広い年齢層への減免などの周知について、見解を求めます②-3

3. 障がい福祉行政/日常生活用具について

質問項目は「日常生活用具」としましたが、この質問は、現在、日常生活用具の対象ではない、ポータブル電源などの「発電装置」が出发点です。

近年、パソコンやスマートフォン、エアコンや冷蔵庫など、情報媒体の変化や猛暑の影響などで、多くの家庭で電力のニーズが高まっています。

一方、医療的ケアが必要な方々にとって、電力は生命維持に必要な不可欠であり、日常的にも外出時などには必ず使用し、加えて、非常時用としても備えておく必要があるものです。

現在、人工呼吸器などを使用する障がい者や医療的ケア児への補助として、大分市は「非常用電源装置等の購入補助」を独自で行っており、発電機やポータブル電源などの購入を補助しています。

この事業は、上限12万円、バッテリーの寿命などにも配慮して5年に1回申請できる支援で、申請もできるだけ煩雑にならないよう配慮されており、高価な発電装置を購入するための重要な支援だと思います。

ただし、この補助はあくまで「非常用電源」の為であって、日常生活用具としては認められていません。「非常用」としての補助は、それ自体大変重要で喜ばれていますが、災害時、あえて避難所に行かず在宅避難を選択される方も少なくないと思います。自然災害が増え、長期化も危惧される中、発電機を複数台備えたいなど、ニーズも高くなっているのではないのでしょうか。

障害者総合支援法がもとになっている日常生活用具の対象は、特殊な用具に限定されていますが、障がいや疾病によって、日常生活に必要な用具や優先順位は異なるものであり、柔軟な対応が求められます。

発電機の充電にはソーラーパネルが必要になりますが、補助対象機器と一体型でないと補助の対象から外れてしまうと聞いています。ソーラーパネルなどの関連用具(アクセサリ)は、日常生活用具として対象にし、「非常用」の補助金と併用できることが望ましいと考えます。そこでお聞きします。

■日常生活用具については、支給対象用具を追加するなど、柔軟な対応で拡充すべきと考えます。見解を求めます。③

4. 公務公共労働について/非正規労働者への対応について

行財政改革によって、公務労働や公共事業に関わる非正規の労働者が増加し、その処遇改善についてはこれまで何度も議会で取り上げ、「公契約条例」の制定も求めて参りました。

2020年4月からは、地方公務員法の改正で、会計年度任用職員制度が導入され、「公務員」だけでなく「非正規の有期雇用」という概念をつくりだしました。昇給や手当、費用弁償はついたものの、その処遇が改善されたとは言い難く、雇用期間に制限がある不安定な働き方には変わりありません。

また、「民間活用」「サービス向上」「効率化」などと謳われ、経費削減も相まって、自治体業務のアウトソーシング、いわゆる「業務委託」が増加しました。

2006年(H18年)7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、総務省が、「業務効率化」として、民間委託の参考事例を示したことで、戸籍や住民票、印鑑証明など、市民の重要なプライバシー情報を扱う市民課や、国保医療などの業務委託が全国的に加速しました。

その他にも、本来専門性の高い図書館業務、駐車場の警備や学校給食の調理業務など、本市においても業務委託がされています。行財政改革の一環とされていますが、業務委託は、現場で働く労働者にとって、雇用形態や報酬などが必ずしも安定しておらず、委託先が変われば職を失う可能性もあり、安い報酬でサービス向上を求められるなど、課題も指摘されています。特に、業務を発注する自治体は現場の労働者を直接雇用しているわけではないので、従事者が目の前においても「直接指導」することはできません。本来、職場において、臨機応変に意思疎通することは必要不可欠だと思いますが、業務委託では、それが充分行えないことを認識すべきです。

この間、本市の業務委託においても、現場従事者への対応や、再委託に係る手続きなど、問題と思われる情報が寄せられることがありました。そこでお聞きします。

■非正規労働者への対応について、雇用のルールを職員間で共有し、仕様書通りに業務が遂行されているか、実態把握や確認を徹底すべきと考えます。見解をお聞かせください。④

5. 指導監査について/保育・障がい者・高齢者施設への対応について

自治体職員による保育所などの実地検査を義務付ける児童福祉法施行令を改正し、書面やリモートでの監査も認める、監査の要件緩和問題が、全国の保育関係者などから問題だと指摘され、厚生労働省は異例ともいえる2回のパブリックコメントを行いました。パブコメで寄せられた280件の意見の多くは、実地検査(立ち入りによる監査)の削除に反対するものでした。これらの強い反対で、2022年4月からの実施が延期される事態となり、こうした経過から「政令から削除」は撤回されました。しかし、実地検査を原則としつつ、例外的に「実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合」という、事実上の規制緩和要件を打ち出しました。

近年、保育施設における痛ましい事故や、不適切な保育が問題となり、命を預かる現場において、安全や衛生管理はもちろん、職員数や勤務時間などの勤務実態、運用状況など、欠かすことができない確認事項が数多くあります。

放課後等デーサービスを含む、障がい者・障がい児施設や、介護施設や有料老人ホームなどは、近年、施設数が増加し、調査や監査には大変な時間を要することと思います。しかし、運営状況の確認や運営指導は、現場だからこそ分かること、現場でなければ分からないこと、現場で偶然に気づくことなどが必ずあるはずで、利用者さんからの相談や苦情をお受けすることもあり、指導監査の重要性はいつそう高まっていると考えます。

施設の運営や実態調査は、命に関わる問題であり、書面やリモートでの確認では、現場の問題を見逃すことにつながりかねません。実地での監査は今後も必ず行うべきです。そこでお聞きます。

■保育・障がい者・高齢者施設などにおける現場での立ち入り調査の重要性、必要性について、認識をお聞かせください。 ⑤

6. 公営住宅について/緊急時の対応について

先般、地元の市営住宅の5階で急病人が発生し、鍵がかかった玄関ドアを開けることができず、救出できないという事態が発生しました。祝日であった為、管理者の到着にも時間がかかり、結局、消防職員が4階ベランダまで上がり、そこから5階ベランダへよじ登って、救出するに至りました。熱中症だったと思われませんが、消防職員の冷静な救出行動に感謝いたします。

高齢の独り暮らしが増え、市営住宅においても、日常の見守り活動は重要性を増しています。猛暑の中でも、自治委員と民生児童委員さんとの連携で、声掛けや様子伺いが行われており、本当に頭の下がる思いです。今回の案件で、市営住宅の鍵の管理について、「以前は市営住宅の管理人がカギを預かっていたと思うが、今はどうなっているのか」と、質問を受けました。もちろん、自分の家の鍵を他人が預かることには抵抗や不安もあり、一般的に懸念される方が多いと思いますが、一方で、高齢者や持病のある独り暮らしの世帯にとっては、今回のような緊急時の対応や、災害時の避難などを考えると、対応の必要性も痛感いたしました。そこでお聞きます。

■高齢の一人暮らしや災害時など、特に緊急を要する際の対応について、見解をお聞かせください。

⑥